

(外交防衛委員会)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

(衆議院送付) 要旨

この協定は、日米安保条約の目的達成のため、日本国に維持されているアメリカ合衆国軍隊の効果的な活動を確保するためのものであって、前文、本文七箇条及び末文から成っているほか、この協定に関連し、合意された議事録及び書簡が作成されており、それらの主な内容は、次のとおりである。

一、日本国は、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給等一定の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する(書簡において、日本国が負担する上限労働者数を、現在の二万二千六百二十五人から二万三千百七十八人に段階的に増加させることを明らかにしている)。

二、日本国は、合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等(公益事業によって使用に供されるもの)及び暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する(書簡において、日本国が

負担する経費は各会計年度において二百四十九億百九十万八千円を上限額としつつ、日本国の負担割合を現在の七十二％から六十一％に引き下げることが明らかにしている）。

三、日本国は、日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国が合衆国軍隊の行う訓練を他の施設及び区域又はアメリカ合衆国の施政の下にある訓練の場所を使用するよう変更する場合には、その変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する（当該要請に当たり日本国が経費を負担するとの通告を行う場合に限る）。

四、アメリカ合衆国は、前記三種類の経費の節約に一層努める。

五、日本国は、毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、その決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報する。

六、両国は、この協定の実施に関する全ての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができる。

七、この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、二〇二一年三月三十一日まで効力を有する。